

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月14日
【四半期会計期間】	第46期第1四半期（自平成23年10月1日至平成23年12月31日）
【会社名】	株式会社T K C
【英訳名】	T K C Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 角 一幸
【本店の所在の場所】	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
【電話番号】	(028) 648 - 2111
【事務連絡者氏名】	代表取締役 副社長執行役員 経営管理本部長 岩田 仁
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区揚場町2番1号
【電話番号】	(03) 3235 - 5511
【事務連絡者氏名】	代表取締役 副社長執行役員 経営管理本部長 岩田 仁
【縦覧に供する場所】	株式会社T K C東京本社 (東京都新宿区揚場町2番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第45期 第1四半期連結 累計期間	第46期 第1四半期連結 累計期間	第45期
会計期間	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成23年 10月1日 至平成23年 12月31日	自平成22年 10月1日 至平成23年 9月30日
売上高(百万円)	13,046	11,346	53,635
経常利益(百万円)	1,263	674	5,421
四半期(当期)純利益(百万円)	551	68	3,000
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	782	89	2,706
純資産額(百万円)	50,610	51,268	51,945
総資産額(百万円)	63,005	62,413	67,037
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	20.65	2.54	112.33
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	78.4	80.2	75.6

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等(消費税及び地方消費税をいう、以下同じ)は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 第45期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### 経営成績

株式会社T K C及びその連結子会社等4社を含む連結グループの当第1四半期連結累計期間における経営成績は、売上高が11,346百万円（前年同四半期連結累計期間比（以下、前期比）13.0%減）、営業利益は630百万円（前期比48.3%減）、経常利益は674百万円（前期比46.6%減）、四半期純利益は68百万円（前期比87.7%減）の業績となりました。

当第1四半期連結累計期間における部門別の売上高の推移は以下の通りです。

#### 1. 当社グループの当第1四半期連結累計期間の業績の推移

##### (1) 会計事務所事業部門の売上高等の推移

会計事務所事業部門における売上高は8,239百万円（前期比2.3%減）、営業利益は740百万円（前期比42.0%増）の業績となりました。その主な理由は以下の通りです。

T K C会員事務所向けのコンピュータ・サービス売上高は、前期比1.1%減となりました。これは、T K C会員の関与先企業向け自計化システム（「F X 2シリーズ」等）の導入件数増加に伴い、ホストコンピュータ出力の管理会計帳表の出力が減少していることによりますが、当初の見込み通りの進捗状況となっています。

T K C会員事務所及び関与先企業向けのソフトウェア製品売上高は、前期比7.2%減となりました。これは前期（平成22年10月）において、T K C会員が金融円滑化法適用企業に対して行う経営改善計画策定支援をサポートするため開発・提供した「経営改善計画支援システム」の提供が今期にはなかったことによります。

自計化システムに係るソフトウェアレンタル売上高は前期比2.7%増となりました。その主な理由は、公益法人制度改革に伴い公益・社団・財団法人への移行認定が進んだことや新たな社会福祉法人の会計基準が平成24年4月から施行されることに伴い、システム利用法人数が増加したことによるものです。

T K C会員事務所及びその関与先企業向けのパソコン、サーバ等のハードウェア売上高は、前期比24.3%減となりました。これは、中堅企業向けの統合型会計情報システム「F X 4」をクラウド方式で運用する「F X 4クラウド」に変更し、従来のC / S方式によるサーバ等のハードウェアの販売を停止したことによるものです。

##### (2) 地方公共団体事業部門の売上高等の推移

地方公共団体事業部門における売上高は2,362百万円（前期比36.1%減）、営業損失は114百万円（前期は営業利益692百万円）の業績となりました。その主な理由は以下の通りです。

市区町村向けのコンピュータ・サービス売上高は、前期比3.0%減となりました。これは、市町村合併等により顧客市区町村数が減少したことによるものです。

市区町村向けのA S Pサービス売上高は、前期比60.6%増となりました。これは、地方税電子申告に関連するA S Pサービスについて、同業他社とのアライアンス戦略の展開により利用団体数が大幅に伸びたことによるものです。市区町村向けのソフトウェア製品売上高は、前期比63.7%減となりました。これは、法制度改正等に伴うシステム改修業務が前期と比較して減少したことによるものです。

コンサルティング・サービス売上高は、前期比81.2%減となりました。これは、平成23年1月から開始された電子申告の「国税連携サービス」に対し、前期に690団体に初期導入コンサルティング業務を行いました。これが終了したことによるものです。

##### (3) 印刷部門（子会社：東京ラインプリンタ印刷株式会社）の売上高等の推移

印刷部門における売上高は744百万円（前期比18.3%減）、営業利益は4百万円（前期比36.8%増）の業績となりました。その主な理由は以下の通りです。

ビジネスフォーム関連の売上高は、前期比15.4%の減少となりました。これは、ビジネス帳票の需要減退を背景に受注数量が減少したことによるものです。

D P S（データプリントサービス）関連商品の売上高は、前期比23.3%の減少となりました。これは前期に官公庁のスポット案件を受注し、今期はこれがなかったことによるものです。

#### 2. 会計事務所事業部門の事業内容と経営成績

当社の会計事務所事業部門は、会社定款に定める事業目的の「会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営」に基づいて、当社の顧客である税理士または公認会計士（以下、T K C会員）が組織するT K C全国会（平成23年12月31日現在の会員数10,132名）との密接な連携のもとで事業を展開しています。

(注) T K C 全国会については、『T K C 全国会のすべて』またはT K C グループホームページ (<http://www.tkc.jp/>) をご覧ください。

#### (1) T K C 全国会の重点活動テーマ

T K C 全国会は、平成22年1月から23年12月までの統一行動テーマに『原点にもどれ、つかみとれ未来を！～めざせ！中小企業のビジネスドクター～』を掲げ、これを実現するための3つの重点活動テーマと具体的な10の行動指針を定めて、全国で20のT K C 地域会とともに積極的な活動を展開してまいりました。

##### 重点活動テーマ

- 1) 税理士の社会的使命を果たす税理士法第33条の2に基づく書面添付の拡大
- 2) 企業の持続的発展に役立つ経営改善支援
- 3) 会員事務所の業務品質と経営効率の向上

##### 行動指針

- 1) 黒字決算割合の向上
- 2) 翌月巡回監査率の向上
- 3) 「巡回監査支援システム」による巡回監査の質的向上
- 4) 書面添付実践件数の増大
- 5) 「記帳適時性証明書」の金融機関と経営者への啓蒙
- 6) 中期経営計画による経営改善の支援
- 7) 経営者に気づきとやる気を与える経営助言の実践
- 8) 経営者の計数管理能力向上支援
- 9) 「税理士事務所オフィス・マネジメント・システム ( O M S 2 0 1 0 ) 」 + スケジューラ活用による経営の合理化
- 10) 関与先のトータル・リスク管理指導

こうしたT K C 全国会の取り組みは、中小企業の経営改善計画策定を支援する「T K C 継続M A S システム」や業績管理体制の構築を支援する「F X 2 シリーズ」、「巡回監査支援システム」など、当社が提供するシステムの活用と一体となっています。このため当社では最新のI C T ( 情報通信技術 ) を積極的に活用し、T K C 全国会の指導のもとで、全国のT K C 会員事務所とその関与先である中小企業の存続発展に役立つコンピュータ・サービス、ソフトウェア製品、コンサルティング・サービスを充実させ、T K C 会員がその成果を等しく活用できるよう支援体制の強化に取り組んでいます。

#### (2) 金融機関との連携強化

「T K C 経営改善計画策定支援サービス」に対する支援

- 1) 平成23年3月に「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」( 中小企業金融円滑化法 ) の適用期限が一年間延長されたことに合わせ、金融庁殿では同法により貸出条件の変更等を受けた中小企業に対して、金融機関が行うべきコンサルティング機能についての具体例を示した『中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針』を公表しました。また、平成23年5月16日には『中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針』( 総合的な監督指針 ) の一部を改正しました。

ここで注目されることは、「総合的な監督指針」において 地域金融機関は、資金供給者としての役割にとどまらず、長期的な取引関係を通じて蓄積された情報や地域の外部専門家・外部機関等とのネットワークを活用してコンサルティング機能を発揮することにより、顧客企業の事業拡大や経営改善等に向けた自助努力を最大限支援していくことが求められている とされ、その外部専門家として税理士との連携が強調されたことにあります。

また一方で、中小企業庁殿の中小企業政策審議会企業力強化部会が公表した『中間の取りまとめ』( 平成23年12月発表 ) において、その具体的施策の方向性の筆頭に「経営支援の担い手の多様化・活性化」を挙げ、中小企業の経営力向上には、能力とやる気のある地域金融機関や税理士事務所等を支援機関として取り込む ことが明記されるなど、いま、税理士に対する期待がこれまで以上に高まっています。

なお、中小企業金融円滑化法については、平成23年12月27日にその期限を1年間再延長するという方向性が示されました。

- 2) T K C 全国会では、こうした税理士に対する期待に応えるため、平成22年10月1日に「T K C 経営改善計画支援プロジェクト」を発足し、金融機関と連携した中小企業の経営改善支援活動を行っています。T K C 全国会では、この活動を通じて全国139金融機関 ( 平成23年12月31日現在 ) との業務提携を行い、金融機関に対する「役職員向け研修会」や金融機関が主催する「企業向けセミナー」への講師派遣、金融機関の取引先に対する「経営改善計画の策定支援」等を全国で積極的に展開しています。

- 3) 当社では、こうしたT K C 全国会の活動を支援するため、「T K C 継続M A S システム」「T K C 経営改善計画支援システム」を提供するとともに、平成23年12月1日からT K C グループのホームページで『T K C 経営指標』を閲覧できるサービスを開始しました。本サービスでは、従来のT K C 経営指標では確認できなかった「欠損企業グループ」の経営指標についても確認

することができます。

「記帳適時性証明書」の提供

当社では、T K C 会員が作成する決算書の信頼性を高め、関与先企業の円滑な資金調達に貢献することを目的とし

て、平成21年9月から「記帳適時性証明書（会計帳簿作成の適時性（会社法第432条）と電子申告に関する証明書）」を発行している

ます。この証明書は、過去の仕訳及び勘定科目残高の遡及処理（追加・修正・削除）を禁止している当社の「データセンター利用方式による財務会計処理」の特長を活かしたもので、T K C 会員が毎月、関与先企業に出向いて正しい会計記帳を指導（巡回監査）しながら、月次決算、確定決算並びに電子申告に至るまでのすべての業務プロセスを適時に完了したことを株式会社T K Cが第三者として証明するものです。

いま、金融機関においては、貸出先である中小企業に対して「経営改善計画」の策定支援や経営相談・指導、その後の継続的な「モニタリング」といったコンサルティング機能の発揮が求められており、その基礎資料となる会計帳簿がT K C 会員による巡回監査指導のもとで適時に作成され、月次決算が行われていることを客観的に証明する記帳適時性証明書への注目度が高まっています。

### （３）「F X 2シリーズ」と「T K C 継続M A S システム」の推進

当社では、T K C 全国会が推進するT K C 経営改善計画支援プロジェクトを支援するため、経営改善・経営革新計画（中期経営計画）と次期経営計画（短期経営計画）の策定支援を目的に開発したT K C 継続M A S システムと、経営者の戦略的意思決定と経営改善計画のモニタリングを支援するF X 2シリーズの利用拡大に注力しています。当期においては前期に引き続き、重点事務所に対する「自計化推進会議」の開催支援や会員関与先企業への同行訪問による利用促進活動を実施しました。平成23年12月31日現在でT K C 継続M A S システムは6,722事務所、F X 2シリーズは約15万8,000社の関与先企業で利用されています。

### （４）会員事務所の業務品質と経営効率の向上の支援

「税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（O M S 2 0 1 0）」の利用促進

T K C 会員事務所においては、国税及び地方税の電子申告の推進や月次巡回監査の完全実施、税理士法が定める書面添付の実践等のために、事務所の内部管理体制の充実がこれまで以上に重要となっています。このため当社では、会員事務所のI C T 利用環境の整備による業務の統合化とペーパーレス化、P D C A の推進による業務品質の改善を目的としてO M S 2 0 1 0 の利用を促進しています。

T K C 全国会活動と連動した主要システムの普及活動

T K C 全国会では、T K C 会員事務所のサービス力を強化するため、巡回監査の第一線でT K C システムを活用する会員事務所の職員334名を「T K C システム専任講師」として選抜し、F X 2シリーズ、T K C 継続M A S システム、巡回監査支援システムの実務的な活用研修会を全国で開催しています。当社では、この研修会の開催支援を通じて個々のシステムの活用と一層の普及に取り組んでいます。

### （５）未入会税理士へのT K C 全国会入会促進活動

平成23年11月17日と18日に開催されたT K C 全国会ニューメンバーズ・フォーラム i n 東京には、T K C 全国会入会3年未満の会員551名とともに入会を検討する158名の未入会税理士が参加しました。現在、当社ではT K C 全国会ニューメンバーズ・サービス委員会のご指導のもと、本フォーラムに参加した未入会税理士への入会促進活動を行っています。

### （６）「T K C の新しい経営戦略2 0 2 0」

当社は、今後10年間（平成22年～平成32年）を見据えた「T K C の新しい経営戦略2 0 2 0」に基づき、T K C 会員事務所のさらなる発展を支援するための活動を展開しています。

関与先の拡大支援

#### 1) 「T K C グループホームページ」を利用した関与先拡大支援

T K C 全国会と株式会社T K C のホームページを統合したT K C グループホームページ (<http://www.tkc.jp/>) に「税理士ご紹介コーナー」を設置し、T K C 会員の関与先拡大を支援しています。当期においては、コンテンツの充実を図るとともに、税理士を探す企業経営者を対象とした広告活動の展開、さらにはT K C 会員のホームページの作成・運用を支援する「T K C 会員事務所向けホームページ毎月更新サービス」の強化を実施しました。

#### 2) 中堅・大企業市場の開拓

上場企業を中心とする中堅・大企業市場においては、歴史的な円高や国内需要の縮小、あるいは新興国需要の拡大など諸問題が相まって、製造業を中心に海外へ製造・研究開発拠点を移転する企業が増えています。このことは企業グループの子法人や製造拠点・営業所等の業績にも影響を及ぼすことから、組織再編や欠損金の有効活用といった視点で連結納税制度適用の動きも活発となっており、その裾野はいまや中堅・大企業から中小企業へと拡大しています。

一方、会計分野においては平成23年6月以降、金融庁殿がI F R S の強制適用について見直し議論を進めており、適用時期も当初予定より2年以上延びる公算が高まっています。しかしながらI F R S と日本基準のコンパレシブに伴う会計基準の改正は今後も続くことから、中堅・大企業では依然として決算の早期化や適正な連結財務諸表の作成などが課題となってきています。また、事業のグローバル化を背景に企業グループとして競争力強化が欠かせなくなったことにより、連結レベルでの予算管理や管理会計へのニーズも広まってきました。

こうしたことから中堅・大企業においては、できるだけコストや手間をかけずに適法・適正な会計処理と税務申告が行える業務システムへの関心が高まっています。これらの現状を踏まえ、当社では中堅・大企業向けに「T K C 連結グループソリューション」（連結会計システム「e C A - D R I V E R」、連結納税システム「e

ConsoliTax」、税効果会計システム「eTaxEffect」、法人電子申告システム「ASP1000R」、統合型会計情報システム「FX5」)を開発・提供しています。当社では、これらのシステムを利用する企業実務担当者が身近に相談できる専門家としてTKC会員を紹介することで、事業目的に掲げる「会計事務所の職域防衛と運命打開」の実現を目指しています。

当期においては、TKC全国会中堅・大企業支援研究会(平成23年12月31日現在の会員数は980名)と連携して中堅・大企業を対象に税務や会計に関する各種セミナーを開催したほか、eCA-DRIVERレポートینگ・パッケージの多言語化の一環として中国語(簡体字)入力への対応を進めるなどTKC連結グループソリューションの強化・拡充に努めました。

### 3) TKC全国会研究会への支援活動

TKC全国会では、公益法人、社会福祉法人、病院・診療所など(以下、非営利法人)個々の分野の会計と税務に精通したTKC会員による研究会を組織し、全国規模でセミナーを開催しています。特に、社会福祉法人においては平成24年度から新「社会福祉法人会計基準」が施行されることから、TKC全国会社会福祉法人経営研究会で「社福研新会計基準対策プロジェクト」を組織し、TKC会員向け研修会や社会福祉法人向けセミナーの開催など積極的な活動を展開しています。

当社では、こうしたTKC会員による非営利法人の経営改善に向けた活動を支援するため「TKC公益法人会計データベース」、「FX4(公益法人会計用)」や「TKC社会福祉法人会計データベース」、「TKC医業会計データベース」等を提供しています。

また、大規模社会福祉法人の会計と税務の処理を支援するため、平成24年3月より「FX4クラウド(社会福祉法人会計用)」を提供する予定です。

### 優良関与先の離脱防止

平成23年6月より提供を開始した統合型会計情報システム「FX4クラウド」は、「税務と会計の一气通貫を守る」というコンセプトの下で、TKC会員事務所が関与先企業に対してこれまで以上に付加価値の高い業務を提供できるよう支援しています。

### TKC会員事務所の経営承継を支援

税理士業界全体の高齢化が進むなかで、TKC会員事務所においても経営承継は避けて通れない問題であることから、平成23年1月14日に「TKC会員事務所承継支援室」を設置しました。TKC全国会総務委員会の指導のもとで、支援室を中心にTKC会員の円滑な事業承継を支援し、TKC全国会の事業目的「5.会員相互の啓発、互助及び親睦」の実現を目指します。

### (7) 法律情報データベースの市場拡大

法律情報データベース「LEX/DBインターネット」は、明治8年の大審院判例から直近に公開されたすべての法律分野にわたる23万322件(平成23年12月31日現在)の判例等を収録しています。また、LEX/DBインターネットを中核コンテンツとする総合法律情報データベース「TKCローライブラリー」には78万件を超える文献情報、30を超える「専門誌等データベース」を収録しており、TKC会員事務所をはじめ大学・法科大学院、官公庁、法律事務所、特許事務所、企業法務部など、平成23年12月31日現在で1万3,000件を超える機関に利用されています。

当第1四半期においては、法律事務所を中心とする一般市場の販売促進活動に注力しました。また、順調に立ち上がってきたぎょうせい殿との共同販売体制をさらに強化し、判例、法令、文献情報を統合したTKCローライブラリーの基本サービスセット(Super法令Web、LEX/DBインターネット、法律文献総合INDEX)を重点サービスとして販売促進に取り組んでいます。

さらに、新たなコンテンツとして平成23年12月より日本評論社殿の「インターネットコンメンタール会社法」と、有斐閣殿の「判例百選電子版」の提供を開始しました。

一方、アカデミック市場では、学生の減少や補助金削減等により厳しい経営環境におかれている法科大学院を支援するため、平成23年2月に投入したコストパフォーマンスの高い「TKC法科大学院教育支援システム・ロースクールパッケージ」の継続利用推進を図るとともに、同パッケージに含まれる学生の自学自習を支援する「基礎力確認テスト」「短答式過去問題演習トレーニング」の機能強化及びさらなる利用促進に注力しています。これにより、法科大学院の教育側のニーズと法曹を目指す学生の利用者側のニーズを取り込んだサービスを整備し、法科大学院の法曹育成への支援体制を強化してまいります。

加えて、平成22年6月から、大韓民国の政府機関やロースクール等への「TKCローライブラリー(海外版)」の代理店販売を行っています。

### 3. 地方公共団体事業部門の事業内容と経営成績

当社の地方公共団体事業部門は、会社定款に定める事業目的(第2条第2項:「地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営」)に基づき、行政効率の向上による住民福祉の増進を支援することを目的に、専門特化した情報サービスを展開しています。

#### (1) 「TKCクラウドサービス」の開発・提供

クラウドコンピューティング時代における地方公共団体向けソリューションとして、中規模団体(人口50万人まで)を対象とする「TKCクラウドサービス」の開発・提供を行っています。

TKCクラウドサービスは、最新技術の活用によって、以下の3つのサービスを統合するものです。

フロントオフィス業務（住民からの申請・届出等の受付処理）を支援する「T K C 行政 A S P サービス」  
バックオフィス業務を支援する「T A S K クラウドサービス（T A S K . N E T）」  
納税通知書印刷などの大量一括処理を支援する「アウトソーシングサービス」  
クラウドコンピューティングの高い柔軟性や拡張性、安全性などの特長を最大限に活かした T K C クラウドサービスの構築により、財政規模の小さい地方公共団体でも最小のコストで、最適な業務プロセスを実現できるよう支援しています。

なお、東日本大震災を機に地方公共団体における「業務継続性確保」への意識が高まったことに伴い、T K C クラウドサービスは、サーバのハウジングサービス（平成23年12月31日現在で7団体に導入）とともに商談が急増しています。

#### （2）地方税の電子申告への対応

当社では、他社に先駆けて「T K C 行政 A S P / 地方税電子申告支援サービス」の提供を開始し、アライアンス・パートナー契約を結ぶ全国の地方公共団体向けシステム・ベンダー43社とともに提案活動を展開しています。その結果、平成23年12月31日現在で利用団体は686団体となりました。

なお、当社の顧客団体のうち515団体が地方税の電子申告の受付を実施しています。

#### （3）「行政サービスへのアクセス向上」への対応

当社では、総務省殿が住民の利便性向上と住民基本台帳カードの多目的利用の一環として推進する「コンビニエンスストアにおける証明書等の交付」を実現するためのシステムとして、「T K C 行政 A S P / 証明書コンビニ交付システム」を開発・提供しました。これは、全国の市区町村を対象にクラウド型によって展開する全国初のサービスです。当第1四半期においては、栃木県足利市殿及び静岡県清水町殿から受注しました。

#### （4）法律及び制度改正等への対応

「T A S K . N E T 公会計システム」の開発・提供

当社では、T A S K . N E T 公会計システムの機能強化を図るとともに、固定資産の評価や管理、台帳整備の実務を支援する「T A S K . N E T 固定資産管理システム」、行政経営における P D C A の確立を支援する「T A S K . N E T 行政 P D C A システム（仮称）」などサブシステムの拡充に取り組んでいます。

当期においては新規提案活動に加え、当社財務会計システムの既存利用団体に対して T A S K . N E T 公会計システムへのリプレース提案活動を推進します。

また、財務書類の作成において多くの市区町村が「総務省方式改訂モデル」を採用している現状を踏まえ、従来の公会計制度である決算統計データを取り込むだけで普通会計及び市区町村単体/連結の財務書類を作成できる「T K C 行政 A S P / かんたん財務書類システム」を開発・提供しています。本システムは、平成23年12月31日現在で39団体にご採用いただいています。

「住基法改正システム研究会」の活動支援

平成24年7月9日に予定されている「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行に向け、平成23年6月21日、1府6県にまたがる16市町の実務担当者が集まり「住基法改正システム研究会」を発足し、これまでに3回の会合を実施しました。当研究会では、総務省殿が主宰する「外国人住民に係る住民基本台帳制度への移行に関する実務研究会」の成果等を踏まえ、法改正後の最適な業務プロセスを支援する汎用性の高い住基システムの検討を行っています。

当社では事務局としてシステム研究会の運営を支援するとともに、研究成果をもとに「T A S K . N E T 住基システム」の改修・機能強化を進め、平成24年5月に提供する予定です。

#### 4. 印刷事業部門の事業内容と経営成績

当社の印刷事業部門は、ビジネスフォームの印刷及びデータプリントサービス（D P S）事業を軸に製造・販売を展開しています。

当第1四半期においては、ビジネス帳票の受注数量が減少したこと、前期にスポット受注した官公庁の D P S 商品が減少したことにより売上高が減少しました。

#### 財政状態

当第1四半期連結会計期間末における資産・負債及び純資産の状況は次の通りです。

##### 1. 資産の部について

当第1四半期連結会計期間末における総資産は、62,413百万円となり、前連結会計年度末67,037百万円と比較して4,624百万円減少しました。

##### （1）流動資産

当第1四半期連結会計期間末における流動資産は、24,365百万円となり、前連結会計年度末28,291百万円と比較して3,926百万円減少しました。

その主な理由は、現金及び預金並びに売掛金が減少したこと等によるものです。

##### （2）固定資産

第1四半期連結会計期間末における固定資産は、38,048百万円となり、前連結会計年度末38,746百万円と比較して、698百万円減少しました。

その主な理由は、長期繰延税金資産及び有形固定資産が減少したこと等によるものです。

## 2. 負債の部について

### (1) 流動負債

当第1四半期連結会計期間末における流動負債は、6,780百万円となり、前連結会計年度末10,791百万円と比較して、4,011百万円減少しました。

その主な理由は、未払法人税等、賞与引当金及び買掛金が減少したこと等によるものです。

### (2) 固定負債

当第1四半期連結会計期間末における固定負債は、4,364百万円となり、前連結会計年度末4,300百万円と比較して、64百万円増加しました。

その主な理由は、長期リース債務が増加したこと等によるものです。

## 3. 純資産の部について

当第1四半期連結会計期間末における純資産合計は、51,268百万円となり、前連結会計年度末51,945百万円と比較して677百万円減少しました。

その主な理由は、四半期純利益を68百万円計上したものの期末配当金の支払いがあったこと等によるものです。

なお、当第1四半期連結会計期間末における自己資本比率は80.2%となり、前連結会計年度末75.6%と比較して4.6ポイント増加しました。

### 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

### 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における当社グループの研究開発費の総額は160百万円であります。

また、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。



### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年2月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	26,731,033	26,731,033	東京証券取引所市場第一部	単元株式数100株
計	26,731,033	26,731,033	-	-

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成23年10月1日～ 平成23年12月31日	-	26,731,033	-	5,700	-	5,409

##### (6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 24,400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 26,656,800	266,568	-
単元未満株式	普通株式 49,833	-	-
発行済株式総数	26,731,033	-	-
総株主の議決権	-	266,568	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が800株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数8個が含まれております。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社T K C	東京都新宿区揚場町2番1号	18,900	-	18,900	0.07
株式会社T K C 出版	東京都千代田区九段南4丁目8番8号	5,500	-	5,500	0.02
計	-	24,400	-	24,400	0.09

## 2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

### (1) 役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役	執行役員 地方公共団体事業部長	取締役	執行役員 地方公共団体事業部担当	湯澤正夫	平成24年1月1日
取締役	執行役員 地方公共団体事業部クラウド事業推進本部長	取締役	執行役員 地方公共団体事業部新規事業戦略本部担当	飛鷹 聡	平成24年1月1日

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年9月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	19,083	16,887
受取手形及び売掛金	5,872	4,629
たな卸資産	611	546
その他	2,790	2,364
貸倒引当金	67	62
流動資産合計	28,291	24,365
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	6,432	6,319
土地	6,415	6,415
その他(純額)	2,464	2,305
有形固定資産合計	15,312	15,040
無形固定資産	1,258	1,262
投資その他の資産		
投資有価証券	3,768	3,632
長期預金	13,200	13,200
差入保証金	1,369	1,368
その他	3,837	3,544
投資その他の資産合計	22,175	21,745
固定資産合計	38,746	38,048
資産合計	67,037	62,413
負債の部		
流動負債		
買掛金	3,125	1,734
短期借入金	40	70
未払金	3,219	2,597
未払法人税等	1,063	26
賞与引当金	2,529	1,061
その他	813	1,289
流動負債合計	10,791	6,780
固定負債		
退職給付引当金	3,385	3,399
その他	914	965
固定負債合計	4,300	4,364
負債合計	15,091	11,144

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年9月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,700	5,700
資本剰余金	5,409	5,409
利益剰余金	40,522	40,002
自己株式	38	38
株主資本合計	51,592	51,072
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	887	1,038
その他の包括利益累計額合計	887	1,038
少数株主持分	1,240	1,233
純資産合計	51,945	51,268
負債純資産合計	67,037	62,413

## ( 2 ) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

( 単位：百万円 )

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年10月1日 至平成23年12月31日)
売上高	13,046	11,346
売上原価	5,356	4,377
売上総利益	7,690	6,969
販売費及び一般管理費	6,470	6,338
営業利益	1,220	630
営業外収益		
受取利息	13	8
受取配当金	15	22
受取地代家賃	9	9
持分法による投資利益	3	-
その他	3	12
営業外収益合計	45	53
営業外費用		
支払利息	1	1
持分法による投資損失	-	7
その他	0	0
営業外費用合計	1	9
経常利益	1,263	674
特別利益		
貸倒引当金戻入額	0	-
特別利益合計	0	-
特別損失		
固定資産売却損	0	0
固定資産除却損	9	0
投資有価証券評価損	1	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	208	-
特別損失合計	219	0
税金等調整前四半期純利益	1,044	674
法人税、住民税及び事業税	23	32
法人税等調整額	479	580
法人税等合計	503	612
少数株主損益調整前四半期純利益	541	61
少数株主損失 ( )	10	6
四半期純利益	551	68

【四半期連結包括利益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年10月1日 至平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	541	61
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	240	151
持分法適用会社に対する持分相当額	0	0
その他の包括利益合計	241	151
四半期包括利益	782	89
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	791	83
少数株主に係る四半期包括利益	9	6



【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自平成23年10月1日 至平成23年12月31日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。
(法人税率の変更等による影響) 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が、平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降開始する連結会計年度より法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の40.4%から37.8%に、復興特別法人税適用期間終了後は、35.4%に変更されます。この結果、繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)が354百万円、その他有価証券評価差額金が56百万円それぞれ減少し、法人税等調整額(借方)が297百万円増加しております。

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び前第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年10月1日 至平成23年12月31日)
減価償却費	646百万円	526百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年12月22日 定時株主総会	普通株式	587	22	平成22年9月30日	平成22年12月24日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自平成23年10月1日至平成23年12月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年12月22日 定時株主総会	普通株式	587	22	平成23年9月30日	平成23年12月26日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	会計事務所 事業	地方公共団 体事業	印刷事業	合計		
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	8,435	3,699	911	13,046	-	13,046
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	0	-	421	421	421	-
計	8,436	3,699	1,333	13,468	421	13,046
セグメント利益	521	692	3	1,217	2	1,220

(注)1. セグメント利益の調整額2百万円は、セグメント間取引消去額及び棚卸資産の調整額等であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自平成23年10月1日至平成23年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	会計事務所 事業	地方公共団 体事業	印刷事業	合計		
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	8,239	2,362	744	11,346	-	11,346
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	1	0	390	392	392	-
計	8,240	2,362	1,135	11,739	392	11,346
セグメント利益又は損失( )	740	114	4	630	0	630

(注)1. セグメント利益の調整額0百万円は、セグメント間取引消去額及び棚卸資産の調整額等であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年10月1日 至平成23年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	20円65銭	2円54銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	551	68
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	551	68
普通株式の期中平均株式数(千株)	26,710	26,710

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月10日

株式会社 T K C  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 上 林 三子雄 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 毛 利 篤 雄 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 善 方 正 義 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 T K C の平成23年10月1日から平成24年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 T K C 及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。